

相続定期預金

相続により受け継いだ大切な資金を新井信用金庫が店頭表示金利に上乗せし特別な金利でお預かりする定期預金です。

1年もの
店頭表示金利 + 上乗金利
+ 年 0.2%

- 対象者 金融機関での相続手続完了後1年以内に相続により取得した資金を原資としてお預けいただける個人のお客さま
新井信用金庫以外でお受取りの相続資金も対象となります。
- 対象預金 スーパー定期預金及び大口定期預金（期間1年）
- 預入期間 1年（その後は店頭表示金利の自動継続のお取扱いとなります）
- 適用金利 スーパー定期預金及び大口定期預金（期間1年）の店頭表示金利に0.2%上乗せします
- 預入方法 申込時一括受入となります
- 預入金額 100万円以上。相続によりお受取りになった相続金額の範囲内とします。
- 預入店舗 当金庫の本支店の1店舗に限ります

必要書類

- ①本人確認書類
- ②「お預けされる方が相続人であること」
「金融機関での相続手続完了時期」
「相続により取得した金銭」 が確認できる書類

例

- ・遺産分割協議書の写し
- ・金融機関に提出した相続依頼書の写し
- ・遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検証済みのもの）
- ・被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し
- ・戸籍謄本の写し、除籍謄本の写し 等

預金保険の対象商品であり、預金保険の範囲内での保護となります。
満期日前に解約する場合は、所定の中途解約利率が適用されます。（中途解約利率につきましては商品説明書をご覧ください。）

平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。